

鹿児島工業高等専門学校公開講座規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校学則第57条第2項の規定に基づき、この規則を定める。

(目的)

第2条 公開講座は、本校の教育・研究を広く社会に解放し、社会人の生涯教育の一助とすると共に地域社会の文化の向上に貢献することを目的とする。

(開設時期及び時間等)

第3条 公開講座は、授業に支障のない時期に開設するものとする。

2 公開講座は、本校の諸施設を使用して行う。ただし、必要がある場合は、学外で実施することができる。

(講師)

第4条 公開講座の講師は、本校の職員とし、校長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、本校の職員以外の学識経験者を講師として委嘱することができる。

(周知)

第5条 公開講座を開設した場合は、校内外に周知するものとする。

(修了証書)

第6条 所定の3分の2以上出席した受講者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第7条 公開講座の講習料は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定める額とする。

2 講習料は、公開講座の受講申請を受理するときに徴収する。

3 既納の講習料は、返還しない。

(事務)

第8条 公開講座に関する事務は、学生課教務係及び当該実施学科において処理する。

附 則

この規則は、昭和58年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 17 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。